

○内閣府告示第三十二号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項の規定に基づき指定した注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき、令和五年内閣府告示第九十八号の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

第一号の表中番号七十五の項の区域 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該区域の図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	一 注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分 <table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>区域</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>百五十八</td><td>新世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）</td><td>沖縄県八重山郡与那国町</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 二 〔略〕	番号	名称	区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	百五十八	新世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	沖縄県八重山郡与那国町	〔略〕	〔略〕	〔略〕
番号	名称	区域											
〔略〕	〔略〕	〔略〕											
百五十八	新世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	沖縄県八重山郡与那国町											
〔略〕	〔略〕	〔略〕											
改正前	一 注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分 <table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>区域</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td>百五十八</td><td>次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）</td><td>沖縄県八重山郡与那国町</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table> 二 〔同上〕	番号	名称	区域	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	百五十八	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	沖縄県八重山郡与那国町	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
番号	名称	区域											
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕											
百五十八	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島（一）	沖縄県八重山郡与那国町											
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕											

備考 表中の「」の記載は注記である。